【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月20日提出

【発行者名】 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 新屋敷 昇

【電話番号】 050-5785-6187

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 5兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)(以下「ファンド」といいます。 ・愛称として「グローバルMaaS(1年決算型)」、「グローバルMaaS」、「グローバル・ ス(1年決算型)」、「グローバル・マース」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。) ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も 信用格刊業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格刊、または信用格刊業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該無サ4 受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ い。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせくだ さい。

・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3%)が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年10月21日から2026年4月20日までとします。 ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。 ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が 行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれま す。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的 主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されているモビリティ・サービス関連企業の株式に 投資を行なり、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ファンドの基本的性格 1)商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対	投資対象地域		象資産 の源泉)
	国	内	株	式
単位型投信	国	30	債	券
	海	外	不動產	童投信
追加型投信			その何	也資産
	内	外	()
			資産	複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

株式 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

2)属性区分

投資対象資產	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	200000000000000000000000000000000000000	日本		
	年4回	205050		
债券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			()
公债	(隔月)	欧州		
社债	10 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -			
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	(0)(0)(0)		
()	EVERSORY	オセアニア		
	日々	12 1124 VS		
不動產投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他		ファンズ	13
その他資産	()	アフリカ	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	
(投資信託証券(株 式 →般))		中近東		
\$4 MX//		(中東)		
咨產複合		(4.8)		
		T 7 313 4		
() 资産配分固定型 资産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式 一般)) 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資 対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。 年1回

日論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 グローバル(含む日本) 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいいます。

ロッピーファンド 日論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 為替ヘッジなし

高されずりなり 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替の ヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームペー ジ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色



世界の株式の中から主にモビリティ・サービス関連企業 (以下、MaaS関連企業)の株式などに投資します。

- ■今後の成長が期待されるMaaS関連企業の株式(預託証券を含みます。)を中心 に投資を行なうことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ■MaaSとは、モビリティ・アズ・ア・サービス (Mobility as a Service) の略称で 「マース」と読みます。MaaS関連企業には、移動手段として、自動車などの「モノ」を 提供する企業や、ライドシェアリングのように「サービス」を提供する企業などが あります。
- ■外貨建資産の投資にあたっては、原則として、為替ヘッジは行ないません。



個別銘柄の選定において、アーク社の調査力を活用します。

■イノベーションにフォーカスした調査に強みを持つ、米国のアーク・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(アーク社)からの助言をもとに、アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクがポートフォリオを構築します。



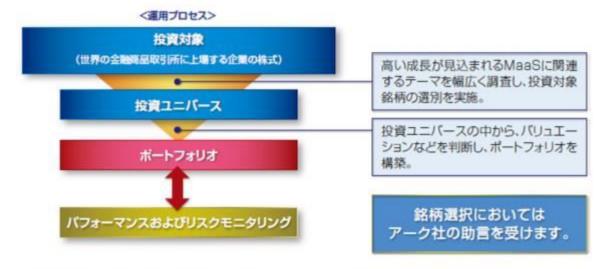
年1回、決算を行ないます。

- ■毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

運用プロセス

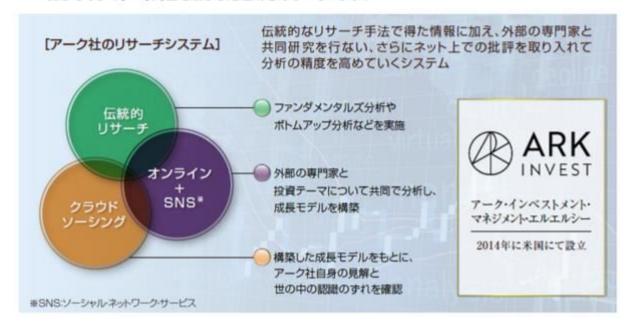
- 当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用を担当するアモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク*の運用プロセスは以下の通りです。
- *アモーヴァアセットマネジメントアメリカズインクは、アモーヴァアセットマネジメントグループのグローバル連用の米国拠点です。



※上記は2025年1月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。

アーク社について

- ■アーク・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(アーク社)では、破壊的イノベーションを発掘するには、 従来の伝統的なリサーチ手法だけでは不十分と考え、ユニークなプロセスで調査を行なっています。
- ■アーク社は、「金融」と「テクノロジー」の融合を目的に、両業界の出身者から成るアナリストチームを 擁しており、高い専門性を活かした運用を行なっています。



ファンドの仕組み

■当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※「グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド」の各ファンド間で、スイッチングを行なうことができる場合があります。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

(主な投資制限)・株式への実質投資割合には、制限を設けません。

・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

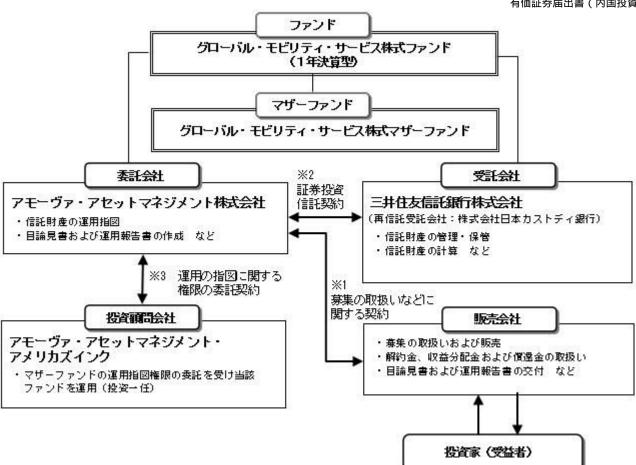
- ・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2018年 1月31日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始 2023年10月21日
- ・信託期間を無期限に変更
- (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの什組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況

- 1)資本金(2025年7月末現在) 17,363百万円 2)沿革

1959年:日興證券投資信託委託株式会社として設立 1999年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更 2025年:「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から 「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3)大株主の状況(2025年7月末現在)

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては 組入比率を引き下げることもあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす 水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合がありま

(2)【投資対象】

- <グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)> 「グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1)有価証券
 - 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、 第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - 3)金銭債権
 -)約束手形 5) 為替手形
 - すが 主として「グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。 1)株券または新株引受権証書

 -) 国債証券
 - 3)地方債証券

 - 4)特別の法律により法人の発行する債券 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6)特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - コマーシャル・ペーパ・
 - う 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
 - 9)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するも
 - 10)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
 11)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)で12)に定めるもの以外のもの

 - 12)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 13)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

 - 14)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、

 - 有価証券に係るものに限ります。) 15)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。) 16)外国法人が発行する譲渡性預金証書 17)指定の日本書(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 券に限ります。
 - 18)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの 19)外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
 - 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲 げる権利を含みます。)により運用することができます。
 - 1)預金
 - ý 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。))コール・ローン

 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
 - 次の取引ができます。
 - 1)信用取引
 -) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 -) 金利先渡取引 4
 - **)為替先渡取引**
 -) 有価証券の貸付
 -) 公社債の空売 7

 - 8)公社債の借入 9)外国為替予約取引
 - 10)資金の借入
- <グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド>
 - 日本を含む世界の金融商品取引所上場株式(預託証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象としま す
 - 。 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1)有価証券
 - 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、 第20条および第21条に定めるものに限ります。)
 - 3)金銭債権 4)約束手形

 - ・ 主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に 掲げる権利を除きます。)に投資することができます。 1)株券または新株引受権証書

 - 2)国債証券

- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権 付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 6)特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- ブ) コマーシャル・ペーパー 8)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 9)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するも
- 10)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。
- 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)で12)に定めるもの以外のもの
- 12)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または 外国投資証券で投資法人債券に類する証券 13)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。
- 14)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券に係るものに限ります。) 15)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証
- 券に限ります。) 18)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18) の有価証券の性質を有するもの 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲 げる権利を含みます。)により運用することができます。
- 1)預金
-)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。))コール・ローン
- コール・ローン
-)手形割引市場において売買される手形
-)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- 次の取引ができます。
-)信用取引 1
-)先物取引等
- 3)スワップ取引
-)金利先渡取引)為替先渡取引 4
- 5
- 6)有価証券の貸付
-) 公社債の空売
- 8) 公社債の借入
- 9)外国為替予約取引

投資対象とするマザーファンドの概要<<グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド>

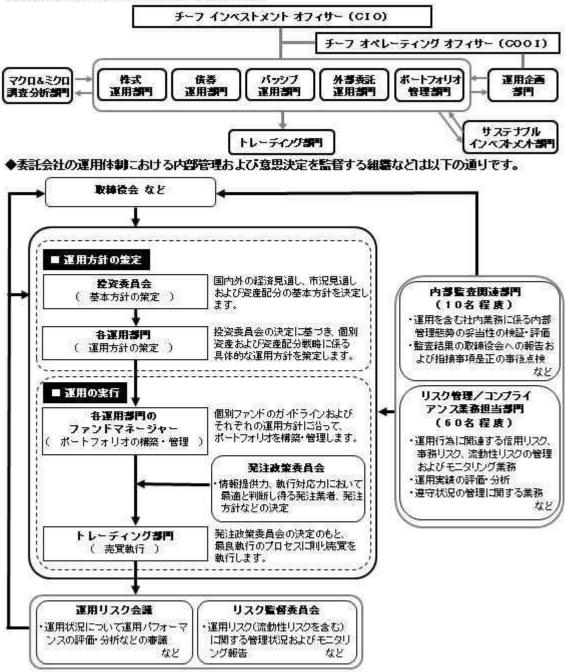
	$\frac{\Box}{\Box}$	
運用	の基本方針	
	基本方針	主として、日本を含む世界の金融商品取引所上場株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
	主な投資対象	日本を含む世界の金融商品取引所上場株式(預託証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
	投資方針	 ・主として、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されているモビリティ・サービス関連企業の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ・株式の銘柄選定にあたっては、各企業の成長性、収益性、財務健全性、流動性等を勘案して行ないます。 ・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替へッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

	主な投資制限	・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
		収益分配は行ないません。
ファ	ンドに係る費用	Management of the second of th
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、 信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その	他	
	委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 2025年9月1日付けで「日興アセットマネジメント株式会社」から変更
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	投資顧問会社	アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク(投資一任) 2025年9月1日付けで「日興アセットマネジメント アメリカズ・インク」 から変更
	信託期間	無期限(2018年1月31日設定)
	決算日	毎年1月20日 (休業日の場合は翌営業日)

(3)【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

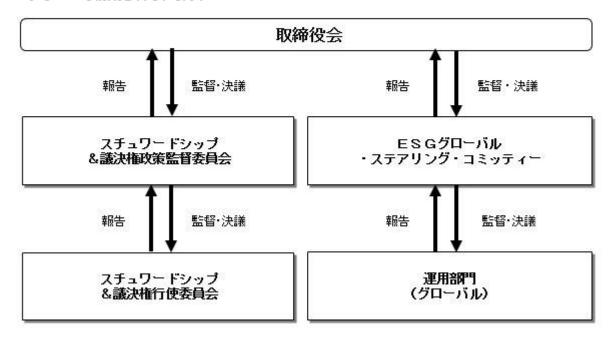
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社JICついては、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針ICAった運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

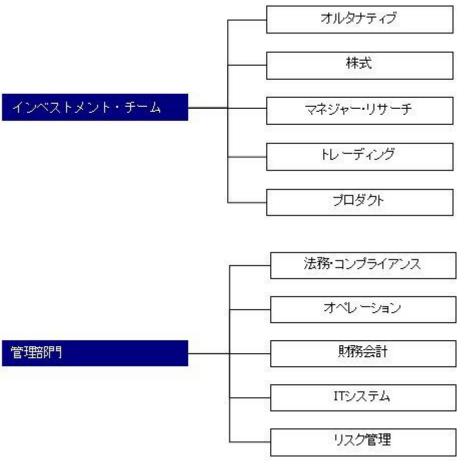
ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています)



上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク(投資顧問会社)における運用体制 > 当ファンドの主要投資対象である「グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド」においては、アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクに運用の指図に関する権限を委託します。



リスク管理担当は、インベストメント・チームとは独立した立場で、マザーファンドについて包括的な見地 からリスクモニタリングを行なっています。 上記は2025年1月末現在のものです。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。 1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 2)分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用 を行ないます。 収益分配金の支払い <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取リコース> 毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま で)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

<グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)>

- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けませ
- ん。
 2)投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
 3)投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
 4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
 5)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ます

- まるす。 日本の可能の知道のは、コ酸が同じたいるとこの時間の説明が同じいるといい。 日本のでは、コ酸が同じたいないには、コ酸が同じたいないには、コ酸が同じたいないには、コ酸が同じたいないには、コ酸が同じたいには、コ酸が同じたいには、コ酸が同じたいないできます。 1 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する号がに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引(金融商品取引法第28条第8項第3号内に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行るものをいいます。 2 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに体格変動リスクを回避する目的のも通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。 3 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のを融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに価格変動リスクを回避する目的の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびは大ジョン取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびは大ジョン取引ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取金利または異なったおよび治替変動リスクをの場できます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものにしてはこの限りではありません。
- の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

 10)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能
- なものについてはこの限りではありません。
 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 11) 株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合

 - 1 (本式の質的は、質的時点において、質的株式の時間自計額が、信託財産で保有する株式の時間自計額を超えないものとします。

 口)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

 ハ)上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 12)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 額が旧式財産の純貝生総額の製団内とします。 13)信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的の

外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図 ため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

15)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

- - 囲内

 - 四内 口)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内 ハ)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の
- 日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間から宮業日以内である場合の当該期間とします。
 ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
 16)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 17)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします ととします

- こととします。
 < グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド >
 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
 2)投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
 3、公路信託証券(ト場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下としま
- 3)投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下としま
- す。 4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 5)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし
- ます。
 6)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)からびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行るとの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。7)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。8)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに価格変動リスクを回避する目的の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびは個格変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なったができます。2)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なったが関値を実現する目的ならびに価格変動リスクをの選ばる表記できます。ことができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なのについてはこの限りではありません。

- フトの信託期间を超えないものとします。たたし、国際は対し、国際は関連しては、関いてはこの限りではありません。
 10)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が
- 可能なものについてはこの限りではありません。
 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合

 - 1)休式の買りは、買り付点にのいて、買り休式の時間ロ前限が、同能が産で休月する休式の時間四計額を超えないものとします。

 口)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

 八)上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を記されませる。
- 12)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 有価証券届出書(内国投資信託 13)信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入 れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 14)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的の ため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図 は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財 産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを 回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。 15)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 16)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー ジャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と して、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場 合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこ ととします。 ととします。 法令による投資制限

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ップストントのカップスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資 元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属 します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
 当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財 務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨 建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動 します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおい ては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあ
- ります。
 ・一般に新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
 流動性リスク
- 流動性リスク
 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
 一般に新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
- 信用リスク
- 信用リスク
 一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも
 重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体
 の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が
 値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が
 廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価
 格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
 ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがあります
 が、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落
 する要因となります。
- 9 る安岡になります。 為替変動リスク ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、 ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
- ・一般に利興国の通貨は、元進国の通貨に比べて結督を動か入さくなる場合があります。 カントリー・リスク ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政 策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など) を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、 投資方針に従った運用ができない場合があります。 ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延
- する場合があります。
- りる場合があります。 上海や深センのストックコネクト(株式相互取引制度)を通じた中国 A 株への投資においては、取引可能な銘柄が限定されていることに加えて、投資枠や取引可能日の制約、長期にわたって売買停止措置がとられる可能性などにより、意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネクト特有の条件や制限は、今後、中国当局の裁量などにより変更となる可能性があります。さらに、ストックコネクトにおける取引通貨はオフショア人民元となり、Q F I I 制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。こうした要因から、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。ま た、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

< その他の留意事項 >

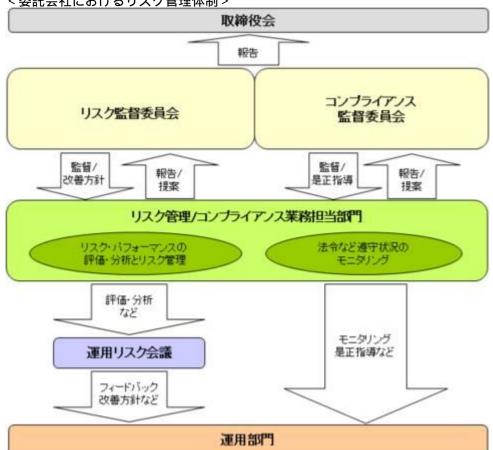
・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

システムリスグ・市場リスグなどに関する事項 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額が見まずにます。よれが発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・

換金の取り扱いを停止することもあります。 投資対象とする投資信託証券に関する事項 ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資 する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該 投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場 合があります。

- らかのります。 ・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項 一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量 に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの 基準価額が大きく変動する可能性があります。 ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項 ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性 に発義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があり まず
- 社もしくは運用安託元よたはこれらの関連会社が特定の動物の不公開情報を支援している場合には、 当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2)リスク管理体制 <委託会社におけるリスク管理体制>



全社的リスク管理 当社では運用部門。 **主在的リスク管理**当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク(流動性リスクを含む)、市場リスク、カウンターパーティー

オペレーショナルリスク(事務リスクを含む)など)に関するモニタリングとその報告に加えて 重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めており ます。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

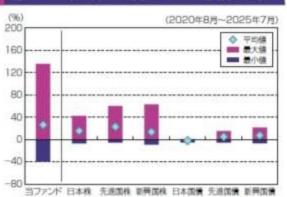
法令など遵守状況のモニタリング 運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を 行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正 指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

サーファフトについてイン・ス・イン・ ングしています。リスク管理にあたっては、社外の独立した第三者により提供されたリスク分析ツールも使われています。当該リスク分析ツールにより計算されたポートフォリオのリスク値はアモーヴァ・アセットマネジメントのリスク管理部門にも報告されています。また、マザーファンドの純資産総額、基準価額は日次でモニタリングされ、現金およびポジションは、担当するファンドマネージャーとアモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクのリスク管理担当との間で日々照合されております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均継等率、年時最大観等率および最小観答率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新舞国株	日本国債	先進国債	新興国情
平均值	26.1%	15.2%	22.9%	13.4%	-2.1%	4.8%	7.3%
最大值	135.3%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小值	-40.1%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

- ※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※主記は2020年8月から2025年7月の5年間の各月末に おける直近1年間の騰落率の最大最小平均を、当ファンドおよび 他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンド の騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した 理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間 騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 京基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの 値です。
- ※分配金再投資基準価額は、2020年8月末の基準価額を起点 として指数化しています。
- 売当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末) における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資した ものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および 実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合 があります。

日本株 ------ TOPIX (東証株価指数)配当込み 先進国株 ---- MSCI-KOKUSA/インデックス(配当込み、円ベース) 新興国株 ---- MSCIエマージングマーケット-インデックス(配当込み、円ベース) ※満外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております

日本国債 ---- NOMURA-BPI国債 先進国債・・・・FTSE世界国債インデックス(燃く日本、円ベース) 新興国債・・・・、JPモルガンGB・EMグローバルティバーシファイド円ヘッジなし、円ベース)

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX (東証株価指数)配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース) 当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮し たものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので す。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国價

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」)が公表している 指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、 有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式 会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 当指数は、FTSE Fixed Income_LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円へッジなし、円ベース) 当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象に した指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせくだ さい。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。 ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料は
- かかりません。
- 版売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、 販売会社にお問い合わせください。 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コス トの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.925%(税抜1.75%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分(年率)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率						
合計 委託会社 販売会社 受託会社						
1.75%	0.85%	0.85%	0.05%			

委託会社	委託した資金の運用の対価			
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価			
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価			

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払いま

す。 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了の ときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)な

有価証券届出書(内国投資信託 お、からまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。 用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。ファンドの計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用。

る業務(法定帳簿官理、法定報告等)に係る賃用。 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行 および管理事務に係る費用。 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含み ます。)の作成、印刷および提出に係る費用。 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費 用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用まるみま

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みま

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含み

ます。)。 ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に 係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。 ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。 ファンドおよび主要投資対象である「グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド」の

運用において利用する指数の標章使用料。 ファンドおよび主要投資対象である「グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド」の 運用において利用する指数の指数値、構成銘柄、構成比率等の情報および投資対象市場の動向や特 性等に関する情報の入手に要する費用。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託 財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費 用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解 約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の

何心。 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料(マザーファンド(当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限ります。)における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。)に0.55(税抜0.5)を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は4:1とし、信託報酬と同時期に支払い

ます。 なお、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、上記に関連する報酬はかかりません。

- <投資対象とするマザーファンドに係る費用>
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異 なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象と
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税 収益分配金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれ かを選択することもできます。 2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みま す。)を控除した利益

9。 アを注除した利益 確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場 株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益 通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡し、普通分配をおよび特別による は、1000円でする。また、解約時および償還時の差益(譲渡して、普通分配をおよび特別による。1000円である。 子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに 少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、 購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。 利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど 一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

(国金) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

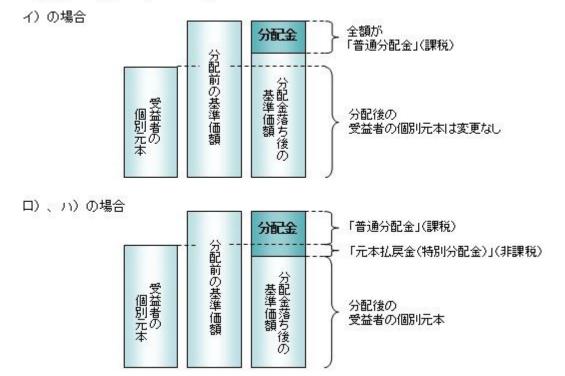
2)益金不算入制度の適用 益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 個別元本

- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ
- 1) 音交監者の負性時の基準価額(中込子数科のよび当該子数科に協る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
 1) 収益分配金には課税扱いとなる、6000分割を10年ま

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
 2)受益者が収益分配金を受け取る際
 イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 ロ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。
 - 者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年10月20日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め します。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年1月23日~2025年1月20日

総経費率(①+②)	①連用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.96%	1.92%	0.04%

[※]対象期間の連用管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは 消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

5【運用状況】

【グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	50,017,246,882	99.11
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		450,095,103	0.89
合計 (純資産総額)		50,467,341,985	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		グローバル・モビリティ・サービス 株式マザーファンド	14,387,242,020	3.1637	45,516,917,579	3.4765	50,017,246,882	99.11

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.11
合 計	99.11

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	1口当たり純資産額(円)		
	知力	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2019年 1月21日)	61,717	61,717	0.8291	0.8291
第2計算期間末	(2020年 1月20日)	54,904	54,904	1.0584	1.0584
第3計算期間末	(2021年 1月20日)	66,830	66,830	2.0199	2.0199

[※]これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

[※]運用管理費用の内部等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

				1311411173	
第4計算期間末	(2022年 1月20日)	63,468	63,468	1.8304	1.8304
第5計算期間末	(2023年 1月20日)	41,574	41,574	1.2641	1.2641
第6計算期間末	(2024年 1月22日)	54,328	54,328	1.8917	1.8917
第7計算期間末	(2025年 1月20日)	51,950	51,950	2.7419	2.7419
	2024年 7月末日	46,906		2.1062	
	8月末日	44,754		2.0250	
	9月末日	46,961		2.1389	
	10月末日	48,743		2.3140	
	11月末日	49,149		2.4726	
	12月末日	52,322		2.7363	
	2025年 1月末日	50,500		2.7003	
	2月末日	44,118		2.3958	
	3月末日	40,727		2.2385	
	4月末日	39,378		2.1872	
	5月末日	43,605		2.4413	
	6月末日	46,966		2.6662	
	7月末日	50,467		2.9812	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2018年 1月31日~2019年 1月21日	0.0000
第2期	2019年 1月22日~2020年 1月20日	0.0000
第3期	2020年 1月21日~2021年 1月20日	0.0000
第4期	2021年 1月21日~2022年 1月20日	0.0000
第5期	2022年 1月21日~2023年 1月20日	0.0000
第6期	2023年 1月21日~2024年 1月22日	0.0000
第7期	2024年 1月23日~2025年 1月20日	0.0000
当中間期	2025年 1月21日~2025年 7月20日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2018年 1月31日~2019年 1月21日	17.09
第2期	2019年 1月22日~2020年 1月20日	27.66
第3期	2020年 1月21日~2021年 1月20日	90.84
第4期	2021年 1月21日~2022年 1月20日	9.38
第5期	2022年 1月21日~2023年 1月20日	30.94
第6期	2023年 1月21日~2024年 1月22日	49.65
第7期	2024年 1月23日~2025年 1月20日	44.94
当中間期	2025年 1月21日~2025年 7月20日	9.75

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2018年 1月31日~2019年 1月21日	81,778,314,119	7,339,977,339
第2期	2019年 1月22日~2020年 1月20日	6,633,947,074	29,197,306,099
第3期	2020年 1月21日~2021年 1月20日	19,676,742,887	38,464,788,522
第4期	2021年 1月21日~2022年 1月20日	22,838,032,680	21,250,805,266
第5期	2022年 1月21日~2023年 1月20日	3,519,276,398	5,304,230,901
第6期	2023年 1月21日~2024年 1月22日	2,747,249,290	6,917,140,055
第7期	2024年 1月23日~2025年 1月20日	1,257,762,923	11,029,879,862
当中間期	2025年 1月21日~2025年 7月20日	532,730,374	2,235,027,619

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	1,316,916,580	2.22
	アメリカ	47,006,981,369	79.10
	フランス	772,070,320	1.30
	オランダ	977,083,326	1.64
	ルクセンブルク	1,031,887,662	1.74
	スイス	543,443,735	0.91
	ケイマン	2,537,942,300	4.27
	台湾	2,705,127,728	4.55
	中国	1,448,852,707	2.44
	イスラエル	668,402,961	1.12
	小計	59,008,708,688	99.29
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		419,680,086	0.71
合計 (純資産総額)		59,428,388,774	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		298,746,200	0.50

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自 動車部品	117,653	52,282.01	6,151,136,299	47,661.38	5,607,505,000	9.44
アメリカ	株式	KRATOS DEFENSE & SECURITY	資本財	606,342	5,022.49	3,045,347,723	8,666.11	5,254,628,834	8.84

							1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>届出書(内国投</u> 9	貝合計
アメリカ	株式	TERADYNE INC	半導体・半 導体製造装 置	269,008	20,085.48	5,403,156,283	16,081.83	4,326,141,866	7.28
アメリカ	株式	TRIMBLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	322,768	11,174.37	3,606,729,701	12,726.53	4,107,717,958	6.91
アメリカ	株式	AEROVIRONMENT INC	資本財	92,959	25,003.40	2,324,291,461	40,006.64	3,718,977,434	6.26
アメリカ	株式	ARCHER AVIATION INC	資本財	1,922,198	1,317.61	2,532,726,144	1,516.30	2,914,645,166	4.90
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半 導体製造装 置	106,736	18,572.51	1,982,356,006	26,816.99	2,862,339,195	4.82
アメリカ	株式	JOBY AVIATION INC	運輸	1,100,557	1,217.52	1,339,959,513	2,512.73	2,765,413,376	4.65
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	70,441	33,718.81	2,375,187,181	34,388.08	2,422,331,032	4.08
アメリカ	株式	AURORA INNOVATION INC	ソフトウェ ア・サービ ス	2,531,612	988.96	2,503,667,561	864.96	2,189,763,622	3.68
アメリカ	株式	DEERE & CO	資本財	26,767	68,894.18	1,844,090,685	75,870.69	2,030,831,008	3.42
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半 導体製造装 置	55,238	31,534.73	1,741,915,698	36,288.32	2,004,494,491	3.37
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	73,573	21,355.27	1,571,171,798	26,781.14	1,970,369,203	3.32
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・ 娯楽	66,463	29,465.68	1,958,377,730	29,495.56	1,960,363,511	3.30
アメリカ	株式	IRIDIUM COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	398,030	4,111.21	1,636,386,031	3,721.30	1,481,190,989	2.49
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自 動車部品	630,068	1,672.47	1,053,773,989	2,299.51	1,448,852,707	2.44
日本	株式	小松製作所	機械	270,692	4,367.00	1,182,111,964	4,865.00	1,316,916,580	2.22
ルクセン ブルク	株式	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	メディア・ 娯楽	10,619	72,649.85	771,468,767	97,173.71	1,031,887,662	1.74
オランダ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半 導体製造装 置	29,603	32,129.30	951,123,884	33,006.22	977,083,326	1.64
ケイマン	株式	BAIDU INC - SPON ADR	メディア・ 娯楽	67,250	14,338.45	964,260,910	12,838.57	863,394,276	1.45
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェ ア・サービ ス	8,641	78,683.71	679,905,964	96,408.83	833,068,756	1.40
フランス	株式	DASSAULT SYSTEMES SE	ソフトウェ ア・サービ ス	155,010	5,921.60	917,908,766	4,980.77	772,070,320	1.30
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	813,000	871.83	708,803,887	861.78	700,633,237	1.18
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	10,664	57,667.52	614,966,516	64,853.18	691,594,384	1.16
イスラエ ル	株式	ELBIT SYSTEMS LTD	資本財	9,692	44,606.36	432,324,842	68,964.39	668,402,961	1.12
アメリカ	株式	DOORDASH INC - A	消費者サー ビス	17,794	34,336.06	610,975,866	37,048.72	659,244,924	1.11
アメリカ	株式	BLADE AIR MOBILITY INC	運輸	1,118,394	613.99	686,685,975	579.63	648,258,293	1.09
ケイマン	株式	ARES ACQUISITION CORP II	金融サービ ス	338,283	1,692.26	572,464,206	1,710.51	578,638,315	0.97
アメリカ	株式	DOMINO'S PIZZA INC	消費者サー ビス	7,922	63,841.81	505,754,870	71,017.01	562,596,818	0.95
ケイマン	株式	PONY AI INC-ADR	ソフトウェ ア・サービ	281,887	1,794.17	505,754,298	1,959.99	552,497,618	0.93

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	機械	2.22
	国外	資本財	25.71
		運輸	6.66
		自動車・自動車部品	11.87
		耐久消費財・アパレル	0.91
			2.06
		メディア・娯楽	6.49
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.08
			0.97
		ソフトウェア・サービス	7.32
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.09
		電気通信サービス	2.49
		半導体・半導体製造装置	20.43
合 計			99.29

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

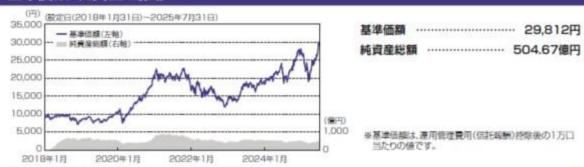
資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	2,000,000.00	298,124,000	298,746,200	0.50

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

参考情報

運用実績





分配の推移(税引前、1万口当たり)

2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月	設定来累計
OFF	OFF	OFF	OFF	OFF	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

資産	比率	
株式	98.4%	
うち先物	0.0%	
現金その他	1.6%	
※マザーファンドの投資		

結鎖比です。

<組入上位5ヵ国>

	国·地域名	比率
1	アメリカ	80.1%
2	中国	5.7%
3	台湾	4.6%
4	日本	2.2%
5	ルクセンブルク	1.7%

<組入上位5業種>

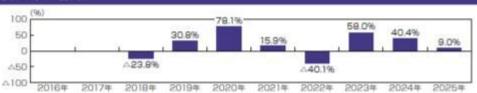
	業種	比率
1	資本財	27.9%
2	半導体·半導体製造装置	20.4%
3	自動車·自動車部品	11.9%
4	テクノロジー・ハードウェア	8.1%
5	ソフトウェア・サービス	7.3%

グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンドのポートフォリオの内容

	銘 柄 名	国地域名	業種	比率
1	TESLA INC	アメリカ	自動車·自動車部品	9.4%
2	KRATOS DEFENSE & SECURITY	アメリカ	資本財	8.8%
3	TERADYNE INC	アメリカ	半導体·半導体製造装置	7.3%
4	TRIMBLE INC	アメリカ	テクノロジーハードウェア	6.9%
5	AEROVIRONMENT INC	アメリカ	資本財	6.3%
6	ARCHER AVIATION INC	アメリカ	資本財	4.9%
7	ADVANCED MICRO DEVICES	アメリカ	半導体·半導体製造装置	4.8%
8	JOBY AVIATION INC	アメリカ	運輸	4.7%
9	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通	4.1%
Ю	AURORA INNOVATION INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.7%

東上配の各数値はグローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンドの状況で、対純資産総額比です。

年間収益率の推移



- 集ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。 乗当ファンドには、ベンチマークはありません。 兼2018年は、設定時から2018年末までの騰落率です。 集2025年は、2025年7月末までの騰落率です。

- ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法
 - 販売会社所定の方法でお申し込みください。
- 知っスの選択 収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース す。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 (2) <分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがありま

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<分配金再投資コース>
収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。
< 分配金叉取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として 午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)取得申込不可且

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は 行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

(6)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係 る消費税等相当額を加算した額です。

(7)申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象 国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付け

た取得の申込みの受付を取り消すことができます。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額(手取額)の範囲内(単位型証券投資信託については、償還金額 (手取額)とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数に係る申込手数料を徴収され ない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択 は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問 い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を 求められることがあります。

(11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否 かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として 午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約 には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ 110

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、 (7)解約単位 「課税上の取扱い」をご覧ください。

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ l1.

(8)解約代金の支払い 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 (9)受付の中止および取消

- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国 委託会社は、 における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請
- 求の受付を取り消すことができます。 解約請求の受付が中止された場合には、 受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤 回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

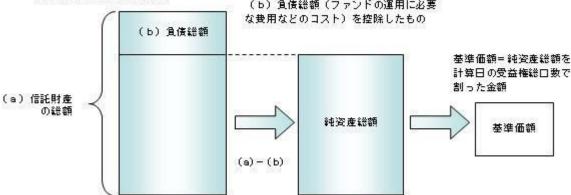
基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総 口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがありま す。

<基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額=ファンドに組み 入れられている有価証券など全てを 時価などにより評価したもの

純資産総額=(a)信託財産の総額から (b) 負債総額(ファンドの運用に必要



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。 外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価しま

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則と してわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法 販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2018年1月31日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了 させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月21日から翌年1月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

- 信託の終了(繰上償還) 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること
 - イ)受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるときハ)やむを得ない事情が発生したとき

- 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰 上償還させます
 - 工順退させます。 イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

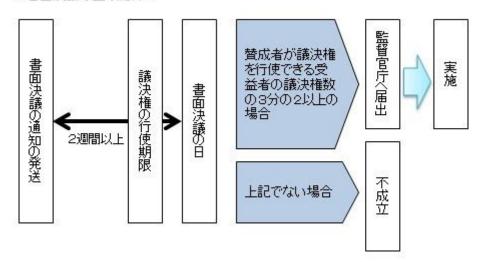
 - 八)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監 (五) 受託会社が基目による。 「経験のでは、 を関するでは、 を関するでは、 を記された場合、存続します。) こ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして
- 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき 4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 1)安託芸任は、支益有の利益のにめ必要と認めるとさまにはやむを停ない事情が発生したとさは、支託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
 3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の担定を適用します。
- 議」の規定を適用します。

書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送し
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている 受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 ないます。
- 信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 4)繰上償還、 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5)当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおい て併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.amova-am.com なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日 本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状 況などを記載した運用報告書を作成します。 ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
- ・法令で定められた所要の要件 ¹を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法 ²により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。 1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。

- 1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。
 2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
 ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。ホームページ アドレス www.amova-am.com 関係法人との契約について
 ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。 ます

んり。 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。 1.他の受益者の氏名または名称および住所 2.他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。 1)収益分配金・償還金受領権 ___

- - 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有 します。
 - 受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年 間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま
- 9。 (3)帳簿閲覧権 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2024年 1月23日から2025年 1月20日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第6期 2024年 1月22日現在	第7期 2025年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,075,623,777	1,051,369,518
親投資信託受益証券	53,791,596,174	51,460,753,108
未収入金	365,483,720	216,457,901
未収利息	-	6,795
流動資産合計	55,232,703,671	52,728,587,322
資産合計	55,232,703,671	52,728,587,322
負債の部		
流動負債		
未払解約金	353,138,534	311,939,931
未払受託者報酬	15,550,079	13,130,485
未払委託者報酬	528,704,691	446,438,575
未払利息	325	-
その他未払費用	6,737,346	6,101,865
流動負債合計	904,130,975	777,610,856
負債合計	904,130,975	777,610,856
純資産の部		
元本等		
元本	28,719,314,266	18,947,197,327
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	25,609,258,430	33,003,779,139
(分配準備積立金)	10,496,783,564	20,530,662,509
元本等合計	54,328,572,696	51,950,976,466
純資産合計	54,328,572,696	51,950,976,466
負債純資産合計	55,232,703,671	52,728,587,322

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【识血及0利尔亚们并自】		(単位:円)
	第6期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第7期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日
営業収益		
受取利息	1,029	1,072,093
有価証券売買等損益	21,271,171,518	20,090,955,297
営業収益合計	21,271,172,547	20,092,027,390
営業費用		
支払利息	221,702	3,022
受託者報酬	28,963,106	27,718,329
委託者報酬	984,749,650	942,427,349
その他費用	7,810,470	7,268,842
営業費用合計	1,021,744,928	977,417,542
営業利益又は営業損失()	20,249,427,619	19,114,609,848
経常利益又は経常損失()	20,249,427,619	19,114,609,848
当期純利益又は当期純損失()	20,249,427,619	19,114,609,848
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,175,461,302	3,474,038,804
期首剰余金又は期首欠損金()	8,684,917,646	25,609,258,430
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,800,130,325	1,628,951,353
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,800,130,325	1,628,951,353
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,949,755,858	9,875,001,688
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,949,755,858	9,875,001,688
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	25,609,258,430	33,003,779,139

(3)【注記表】

<u>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</u>

1.有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 2.その他財務諸表作成のための基礎と おる事項 が休業日のとき、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、 当計算期間は2024年 1月23日から2025年 1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第6期 2024年 1月22日現在	第7期 2025年 1月20日現在
1.	期首元本額	32,889,205,031円	28,719,314,266円
	期中追加設定元本額	2,747,249,290円	1,257,762,923円
	期中一部解約元本額	6,917,140,055円	11,029,879,862円
2 .	受益権の総数	28,719,314,266口	18,947,197,327□

<u>(損益及び剰余金計算書に関する注記)</u>

	第6期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日			第7期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日	
1	. 信託財産の運用の指図に係る権限の 託するために要する費用	全部又は一部を委	1	.信託財産の運用の指図に係る権限の 託するために要する費用	の全部又は一部を委
		313,053,861円			299,537,978円
2	.分配金の計算過程		2	.分配金の計算過程	
Α	計算期末における費用控除後の 配当等収益	251,863,474円	Α	計算期末における費用控除後の 配当等収益	251,319,935円
В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	13,737,322,532円
С	信託約款に定める収益調整金	15,112,474,866円	С	信託約款に定める収益調整金	12,473,116,630円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	10,244,920,090円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	6,542,020,042円
Е	分配対象収益(A+B+C+D)	25,609,258,430円	Ε	分配対象収益(A+B+C+D)	33,003,779,139円
F	分配対象収益(1万口当たり)	8,917円	F	分配対象収益(1万口当たり)	17,418円
G	分配金額	0円	G	分配金額	0円
Н	分配金額(1万口当たり)	0円	Н	分配金額(1万口当たり)	0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項		
	第6期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第7期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当大学のでは、 当本のでは、 は、注方売なでは、 は、注方売なでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	 同左

全融商品の時価等に関する事項

	はに対する事点		
		第6期 2024年 1月22日現在	第7期 2025年 1月20日現在
貸借対照表計上額、	時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し ているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法		(1)有価証券 売買目的有価証券	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左
		(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
		該当事項はありません。	同左
		(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品

	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第6期(2024年 1月22日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	18,665,734,286
合計	18,665,734,286

第7期(2025年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		16,692,172,088
合計		16,692,172,088

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(10当たり情報)

<u> </u>			
第6期		第7期	
2024年 1月22日現在		2025年 1月20日現在	
1口当たり純資産額	1.8917円	1口当たり純資産額	2.7419円
(1万口当たり純資産額)	(18,917円)	(1万口当たり純資産額)	(27,419円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファ ンド	16,266,002,816	51,460,753,108	
	合計	16,266,002,816	51,460,753,108	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

当ファンドは、「グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は 次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド

貸借対照表

	2024年 1月22日現在	2025年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	102,613,970	293,226,679
コール・ローン	347,962,514	963,444,105
株式	62,432,158,326	60,571,084,998
未収入金	196,489,107	94,892,971
未収配当金	10,254,781	5,197,349
未収利息	<u>-</u>	6,227
流動資産合計	63,089,478,698	61,927,852,329
資産合計	63,089,478,698	61,927,852,329
負債の部		
流動負債		
未払解約金	414,279,429	905,081,394
未払利息	105	<u>-</u>
流動負債合計	414,279,534	905,081,394
負債合計	414,279,534	905,081,394
純資産の部		
元本等		
元本	29,370,166,736	19,288,283,729
剰余金		
剰余金又は欠損金()	33,305,032,428	41,734,487,206
元本等合計	62,675,199,164	61,022,770,935
純資産合計	62,675,199,164	61,022,770,935
負債純資産合計	63,089,478,698	61,927,852,329

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な云計力針に係る事項に関り	(5注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
方法 	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価して おります。
3. その他財務諸表作成のための基礎と	
なる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第 61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2024年 1月22日現在	2025年 1月20日現在
1.	期首	2023年 1月21日	2024年 1月23日
	期首元本額	36,348,321,133円	29,370,166,736円
	期首からの追加設定元本額	1,058,520,115円	635,858,114円
	期首からの一部解約元本額	8,036,674,512円	10,717,741,121円
	元本の内訳		
	グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年 決算型)	25,206,933,540円	16,266,002,816円
	Nikkoam FOFS用グローバル・モビリティ・ サービス株式ファンド(適格機関投資家向け)	744,052,042円	1,040,796,820円
	グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド (年2回決算型)	2,208,596,437円	1,070,695,858円
	グローバル・イノベーション株式ファンド (適格機関投資家向け)	1,210,584,717円	910,788,235円
	計	29,370,166,736円	19,288,283,729円
2.	受益権の総数	29,370,166,736口	19,288,283,729□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<u> </u>		
	自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用な主な事項に 「記事な会計では 「記事な会計では 「記事な会話では 「記事なのででは ででは、 ででは、 でで保すがますがですがですがですがですがですがですがですがですがですがですがですがでででででで	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

<u> 玉融冏品の時価寺に関する事項</u>		
	2024年 1月22日現在	2025年 1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券	(1)有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
ての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2024年 1月22日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	種類 当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	12,138,376,839	
合計	12,138,376,839	

(2025年 1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	15,415,088,180	
合計	15,415,088,180	

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年 1月22日現在		2025年	₹ 1月20日現在
1口当たり純資産額	2.1340円	1口当たり純資産額	3.1637円
(1万口当たり純資産額)	(21,340円)	(1万口当たり純資産額)	(31,637円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表 (1)株式

(1)1水工(40+∓	+/+ - + */-	評価額		備考
通貨	盆柄 ————————————————————————————————————	株式数	単価	金額	補毛
日本円	小松製作所	316,892	4,367.00	1,383,867,364	
日本円小計		316,892		1,383,867,364	
米ドル	AEROVIRONMENT INC	90,412	168.74	15,256,120.88	
	ARCHER AVIATION INC	2,209,173	8.82	19,484,905.86	
	CATERPILLAR INC	11,926	386.02	4,603,674.52	
	DEERE & CO	23,821	455.44	10,849,036.24	
	ELBIT SYSTEMS LTD	12,984	297.82	3,866,894.88	
	KRATOS DEFENSE & SECURITY	1,032,027	33.62	34,696,747.74	
	BLADE AIR MOBILITY INC	1,222,361	4.11	5,023,903.71	
	JOBY AVIATION INC	1,408,615	8.17	11,508,384.55	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	101,255	40.35	4,085,639.25	
	TESLA INC	86,730	426.50	36,990,345.00	
	GARMIN LTD	22,928	215.70	4,945,569.60	
	DOMINO'S PIZZA INC	8,776	427.35	3,750,423.60	
	ALPHABET INC-CL C	74,293	197.55	14,676,582.15	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	21,643	485.53	10,508,325.79	
	AMAZON.COM INC	76,605	225.94	17,308,133.70	
	ANSYS INC	7,669	349.93	2,683,613.17	
	AURORA INNOVATION INC	2,717,150	6.80	18,476,620.00	
	SYNOPSYS INC	9,733	526.70	5,126,371.10	
	UIPATH INC - CLASS A	572,548	13.02	7,454,574.96	
	APPLE INC	29,030	229.98	6,676,319.40	
	TRIMBLE INC	380,499	74.92	28,506,985.08	
	IRIDIUM COMMUNICATIONS INC	362,045	28.16	10,195,187.20	
	ADVANCED MICRO DEVICES	91,432	121.46	11,105,330.72	
	NVIDIA CORP	57,263	137.71	7,885,687.73	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	33,513	215.36	7,217,359.68	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	61,395	211.50	12,985,042.50	
	TERADYNE INC	268,907	138.40	37,216,728.80	
米ドル小計		10,994,733		353,084,507.81	
木トル小司				(55,109,429,978)	
ユーロ	DASSAULT SYSTEMES SE	173,158	34.70	6,008,582.60	
コーロ小針		173,158		6,008,582.60	
ユーロ小計				(964,437,593)	
香港ドル	JD LOGISTICS INC	2,227,081	12.34	27,482,179.54	
	BYD CO LTD-H	280,023	263.80	73,870,067.40	
未进 ビエ 小土		2,507,104		101,352,246.94	
香港ドル小計				(2,032,112,551)	

台湾ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,315,000	173.50	228,152,500.00	
台湾ドル小計		1,315,000		228,152,500.00 (1,081,237,512)	
	合 計	15,306,887		60,571,084,998 (59,187,217,634)	

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
 - (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銓	柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	27銘柄	100.0%	93.2%
ユーロ	株式	1銘柄	100.0%	1.6%
香港ドル	株式	2銘柄	100.0%	3.4%
台湾ドル	株式	1銘柄	100.0%	1.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年 1月21日から2025年 7月20日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	前計算期間末 2025年 1月20日現在	当中間計算期間末 2025年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,051,369,518	850,228,547
親投資信託受益証券	51,460,753,108	51,407,837,570
未収入金	216,457,901	381,347,087
未収利息	6,795	11,339
流動資産合計	52,728,587,322	52,639,424,543
資産合計	52,728,587,322	52,639,424,543
負債の部		
流動負債		
未払解約金	311,939,931	326,826,921
未払受託者報酬	13,130,485	11,870,394
未払委託者報酬	446,438,575	403,595,585
その他未払費用	6,101,865	3,064,615
流動負債合計	777,610,856	745,357,515
負債合計	777,610,856	745,357,515
純資産の部		
元本等		
元本	18,947,197,327	17,244,900,082
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	33,003,779,139	34,649,166,946
(分配準備積立金)	20,530,662,509	18,143,967,489
元本等合計	51,950,976,466	51,894,067,028
純資産合計	51,950,976,466	51,894,067,028
負債純資産合計	52,728,587,322	52,639,424,543

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(2)【中间原血及0米水壶时并自1		(単位:円)
	前中間計算期間 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当中間計算期間 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日
受取利息	242,132	1,498,865
有価証券売買等損益	10,066,533,452	4,651,212,358
営業収益合計	10,066,775,584	4,652,711,223
一 営業費用		
支払利息	3,022	-
受託者報酬	14,587,844	11,870,394
委託者報酬	495,988,774	403,595,585
その他費用	3,813,951	3,064,615
営業費用合計	514,393,591	418,530,594
営業利益又は営業損失()	9,552,381,993	4,234,180,629
経常利益又は経常損失()	9,552,381,993	4,234,180,629
中間純利益又は中間純損失()	9,552,381,993	4,234,180,629
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	1,351,739,307	519,492,468
期首剰余金又は期首欠損金()	25,609,258,430	33,003,779,139
剰余金増加額又は欠損金減少額	513,719,296	775,777,037
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	513,719,296	775,777,037
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,999,432,163	3,884,062,327
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	5,999,432,163	3,884,062,327
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	<u>-</u>	
中間剰余金又は中間欠損金()	28,324,188,249	34,649,166,946

(3)【中間注記表】

<u>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</u>

有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		前計算期間末 2025年 1月20日現在	当中間計算期間末 2025年 7月20日現在
1.	期首元本額	28,719,314,266円	18,947,197,327円
	期中追加設定元本額	1,257,762,923円	532,730,374円
	期中一部解約元本額	11,029,879,862円	2,235,027,619円
2.	受益権の総数	18,947,197,327□	17,244,900,082

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間	当中間計算期間	
自 2024年 1月23日	自 2025年 1月21日	
至 2024年 7月22日	至 2025年 7月20日	
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委 託するために要する費用	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委 託するために要する費用	

157,690,328円

130,018,994円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 2025年 1月20日現在	当中間計算期間末 2025年 7月20日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその 差額 	ているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末 日の時価で計上しているため、その差額 はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 売票の会計ではに係る専項に関する計算	(1)有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
ての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1口当たり情報)

前計算期間末 2025年 1月20日現在		当中間計算期間末 2025年 7月20日現在	
1口当たり純資産額	2.7419円	1口当たり純資産額	3.0092円
(1万口当たり純資産額)	(27,419円)	(1万口当たり純資産額)	(30,092円)

当ファンドは、「グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

		(12:13)
	2025年 1月20日現在	2025年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	293,226,679	810,235,853
コール・ローン	963,444,105	309,205,565
株式	60,571,084,998	60,334,140,905
未収入金	94,892,971	489,518,933
未収配当金	5,197,349	44,504,346
未収利息	6,227	4,123
流動資産合計	61,927,852,329	61,987,609,725

	2025年 1月20日現在	2025年 7月20日現在
	61,927,852,329	61,987,609,725
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	374,759
未払金	-	183,977,790
未払解約金	905,081,394	754,451,268
流動負債合計	905,081,394	938,803,817
負債合計	905,081,394	938,803,817
純資産の部		
元本等		
元本	19,288,283,729	17,407,707,576
剰余金		
剰余金又は欠損金()	41,734,487,206	43,641,098,332
元本等合計	61,022,770,935	61,048,805,908
純資産合計	61,022,770,935	61,048,805,908
負債純資産合計	61,927,852,329	61,987,609,725

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u>(里安は云計力軒に係る事項に関り</u>	る注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる 直近の日の最終相場)で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評
	価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事 由が認められた場合 <u>は、</u> 投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を
	もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時 価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
 その他財務諸表作成のための基礎と なる事項 	「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第
	61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2025年 1月20日現在	2025年 7月20日現在
1.	期首	2024年 1月23日	2025年 1月21日
	期首元本額	29,370,166,736円	19,288,283,729円
	期首からの追加設定元本額	635,858,114円	188,764,943円
	期首からの一部解約元本額	10,717,741,121円	2,069,341,096円
	元本の内訳		
	グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド (1年 決算型)	16,266,002,816円	14,658,636,319円
	Nikkoam FOFs用グローバル・モビリティ・ サービス株式ファンド(適格機関投資家向け)	1,040,796,820円	964,974,020円
	グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(年2回決算型)	1,070,695,858円	979,906,538円
	グローバル・イノベーション株式ファンド(適格機関投 資家向け)	910,788,235円	804,190,699円
	計	19,288,283,729円	17,407,707,576円
2.	受益権の総数	19,288,283,729□	17,407,707,576口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 1月20日現在	2025年 7月20日現在					
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左					
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券					

		日叫此为田山首(四里双县后司
	売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左
	記載しておりより。 (2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。 	「デリバティブ取引等に関する注記」に 記載しております。
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な	同左
	<u>ることもあります。</u>	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2025年 1月20日現在)

該当事項はありません。

(2025年 7月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	売建	506,429,330	-	506,804,089	374,759
	米ドル	506,429,330	-	506,804,089	374,759
	合計	506,429,330	•	506,804,089	374,759

(注)1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は当該仲値で評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の 方法によっております。

- ・同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に 最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2)本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(10当たり情報)

<u> </u>			
2025年 1月20日現在		2025年 7月20日	現在
1口当たり純資産額	3.1637円	1口当たり純資産額	3.5070円
(1万口当たり純資産額)	(31,637円)	(1万口当たり純資産額)	(35,070円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

【グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)】

【純資産額計算書】

資産総額	50,833,362,155円
負債総額	366,020,170円
純資産総額(-)	50,467,341,985円
発行済口数	16,928,592,559□
1口当たり純資産額(/)	2.9812円

(参考)

グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	59,911,029,295円
負債総額	482,640,521円
純資産総額(-)	59,428,388,774円
発行済口数	17,094,181,342□
1口当たり純資産額(/)	3.4765円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし ます。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する

ことができません。 (4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年7月末現在 資本金 17,363,045,900円

> 発行可能株式総数 230,000,000株 発行済株式総数 197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

(2)会社の意思決定機関(2025年7月末現在)

・株主総会 株主総会は、 取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決 定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事 業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日 (事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役若干名を選定します。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

- (3)運用の意思決定プロセス(2025年7月末現在) 1.投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。 2.各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策

 - 定します。
 3 . 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
 4 . トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
 5 . 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2025年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

		種 類	ファンド本数	純資産額 (単位:億円)
投資信託総合計		†	762	317,676
	株式投	資信託	717	277,914
		単位型	255	6,300
		追加型	462	271,614
	公社債	投資信託	45	39,761
		単位型	32	886
		追加型	13	38,874

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				(単位:百万円)
		第65期 (2024年 3 月31日)		第66期 (2025年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	3	647	3	900
立替金		1,089		1,214
その他	2	2,011	2	3,024
流動資産合計	-	61,434	-	71,969
固定資産	_		_	
有形固定資産				
建物	1	233	1	187
器具備品	1	134	1	108
有形固定資産合計	-	368	-	295
無形固定資産	-		-	
ソフトウエア		438		478
無形固定資産合計	_	438	-	478
投資その他の資産	-	_	-	
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		<u>-</u>		496
その他投資		<u>-</u>		765
投資その他の資産合計	-	66,398	-	65,006
固定資産合計	_	67,205	-	65,781
資産合計	-	128,640	-	137,750
只住口们	-	120,040	-	137,730

		<u>(単位:百万円)</u>
	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462

				有価証券届出書(内国投
その他未払金		803		1,002
未払費用	3	4,082	3	4,202
未払法人税等		1,644		3,378
未払消費税等	4	620	4	693
関係会社短期借入金		-		6,690
賞与引当金		2,619		2,881
役員賞与引当金		232		225
その他	_	683	_	44
流動負債合計		19,547		29,291
固定負債				
退職給付引当金		1,448		1,455
賞与引当金		565		529
役員賞与引当金		56		121
繰延税金負債		295		-
その他		251		231
固定負債合計		2,617		2,337
負債合計		22,165		31,629
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金	_	5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		82,591		83,753
利益剰余金合計		82,591		83,753
自己株式		2,067		2,067
株主資本合計		103,107		104,269
評価・換算差額等	_		-	
その他有価証券評価差額金		4,523		2,466
繰延ヘッジ損益		1,155		615
評価・換算差額等合計	_	3,367	-	1,851
純資産合計	_	106,475	•	106,120
負債純資産合計	_	128,640	-	137,750
	_		-	

(2)【損益計算書】

						(単位:百万円)
			第65期			第66期
		自	2023年4月1日		自	2024年4月1日
		至	2024年 3 月31日)		至	2025年3月31日)
営業収益						
委託者報酬			75,874			83,264
その他営業収益	1		3,714	1		4,604
営業収益合計	_		79,588			87,869
営業費用						
支払手数料			32,917			37,898
広告宣伝費			711			645
公告費			3			5
調査費			17,736			18,976
調査費			1,266			1,433
委託調査費			16,445			17,516

		有価証券届出書(内国投
図書費	23	26
委託計算費	610	617
営業雑経費	881	867
通信費	135	136
印刷費	308	278
協会費	48	50
諸会費	11	18
その他	375	382
営業費用計	52,860	59,011
一般管理費		
給料	10,550	11,085
役員報酬	459	592
役員賞与引当金繰入額	273	289
給料・手当	6,791	7,151
賞与	277	216
賞与引当金繰入額	2,747	2,835
交際費	71	49
寄付金	22	22
旅費交通費	260	273
租税公課	389	646
不動産賃借料	906	836
退職給付費用	388	403
退職金	36	38
固定資産減価償却費	199	193
福利費	1,208	1,187
諸経費	4,661	4,821
一般管理費計	18,694	19,559
営業利益	8,033	9,298

						(単位:百万円)
		(自 至	第65期 2023年 4 月 1 日 2024年 3 月31日)		(自 至	第66期 2024年 4 月 1 日 2025年 3 月31日)
営業外収益						
受取利息			4			10
受取配当金	2		4,946	2		4,356
デリバティブ収益			-			193
有価証券評価益	3		1,113	3		3,063
金銭の信託運用益			399			170
時効成立分配金・償還金			2			2
為替差益			-			162
その他			50			81
営業外収益合計			6,517			8,039
営業外費用						
支払利息			569	2		907
デリバティブ費用			3,494			-
時効成立後支払分配金・償還金			1			2
為替差損			165			-
その他			0			9
営業外費用合計			4,231			919
経常利益			10,319			16,418
特別利益						
投資有価証券売却益			815			210
			52/81			

有価証券届出<u>書(内国投</u>資信託受益証券)

特別利益合計	815	210
特別損失		
投資有価証券売却損	174	81
固定資産処分損	52	10
損害賠償損失	167	-
特別損失合計	394	91
税引前当期純利益	10,740	16,537
法人税、住民税及び事業税	2,415	4,349
法人税等調整額	51_	157_
法人税等合計	2,364	4,192
当期純利益	8,376	12,345

(3)【株主資本等変動計算書】

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
		資本乗	 余金	利益乗			
	資本金	次上洪卅人	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				5,092	5,092		5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	ı	-	-	3,284	3,284	-	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107

	評			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計
当期首残高	2,056	488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,467	666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	1,155	3,367	106,475

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

							<u>-W. H/J/D)</u>		
		株主資本							
		資本剰余金利益剰余金							
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107		

当期変動額							
剰余金の配当				11,183	11,183		11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,162	1,162	-	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	2,067	104,269

	評			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計
当期首残高	4,523	1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,056	539	1,516	1,516
当期変動額合計	2,056	539	1,516	354
当期末残高	2,466	615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

_([要な会計万針)	
	項目	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1	資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券
		市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均 法により算定)
		市場価格のない株式等 総平均法による原価法
		(2) 金銭の信託 時価法
		(3) デリバティブ 時価法
2	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建 物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年~15年
		器具備品 3 年 ~ 20年
		(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3	引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年 度の負担額を計上しております。
		(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度 の負担額を計上しております。
1		ı

(3) 退職給付引当金

金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は 以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

(2) 投資顧問業務

」 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、 ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得 られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた 固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

グライがファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象

- - ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。
- (3) ヘッジ方針

ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジして

手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しておりま

その他財務諸表作成のため 6 の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処 理しております。

(未適用の会計基準等)

- 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1)

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるも の。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 。 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

	(2024年 3 月31日)
1	右形田守咨彦の減価償却思計額

第65期

建物 1,482百万円 器具備品 920百万円

2 信託資産

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益 248百万円

(流動負債)

未払費用 1.873百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 A Mエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大493百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

第66期 (2025年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額

建物 1,484百万円 器具備品 872百万円

2 信託資産

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益 282百万円

(流動負債)

未払費用 1.921百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大469百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

ております。

第65期 2023年4月1日 2024年3月31日)

1 営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれ

2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

受取配当金

4,889百万円

3 有価証券評価益

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上して おります。

第66期

2024年4月1日 2025年3月31日)

- 1 営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれ ております。
- 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

受取配当金 支払利息

4,048百万円 286百万円

3 有価証券評価益

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額3.063百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末

普通株式(株) 2,860,000 - 2,86	80,000	
--------------------------	--------	--

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株予	当事業年			
新株予約権の内訳		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度	当事業年度末	度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	-	96,000	121,000	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	-	406,000	346,000	-
合計		969,000	-	502,000	467,000	-

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
 - 2 2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末 現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使する ことができません。

4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

<u>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ </u>					
決議株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 5 月26日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年 6 月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(- <i>)</i> — 1 — 3 — 5 .	/ I / I / I / I / I / I	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	- \ HO //3/	3,0 4 H 13 44 3	- / L / L - U - U - U	• •
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500	

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000

新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株予	当事業年			
新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	-	121,000	-	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	-	154,000	192,000	-
合計		467,000	-	275,000	192,000	-

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
 - 2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しております が、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

(2) 其進日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年 6 月27日

(リース取引関係)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース耶	75 1	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未約	経過リース料	
1 年内	891百万円	1 年内	916百万円	
1 年超	2,613百万円	1 年超	6,829百万円	
合計	3,505百万円	合計	7,745百万円	

(金融商品関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた 有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

も晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融間間にはあり入り自程体的 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減 リスクをおけるなどを持ち

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変助リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。また、有価であるででデリスティブにある。 おります。毎月末にそれそれ へッジ損益考慮後の評価損 **全動・ハッド間間を動・ヘッと回歴する日間とアッパフィッ取引を行ってのります。母月末にてれてれ**の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定にあるインフットのりち、冶光な市場におりてか成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

		貸借対照	表計上額	
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
金銭の信託	-	3,899	-	3,899
有価証券				·
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	-	25,927
資産計	7,785	22,041	•	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2) ´ ´	309	-	-	309
通貨関連 (*3)	-	367	-	367
デリバティブ取引計	309	367	•	677

-)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務とな で示しております。 る項目については、
- 2)株式関連のデリバティブ取引の 309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含 (まれております
-)通貨関連のデリバティブ取引の 367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれておりま

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済される ため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買 取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場 価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	(干型・ロ/JIJ/
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・五下田)

				<u>(単位:日万円)</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			

未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	-
合計	53,440	169	2,483	-

2025年3月31日) 第66期(自 2024年4月1日

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた め、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

リリスクをヘッジしております。 上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理 当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ 取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、 モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替 変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれ の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損 益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融 商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスク 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

グラス・ハン、スパスの日にスピッとを こる こる こる この こりの日頃 当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するととも に、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つ のレベルに分類しております

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当 該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

				(
	貸借対照表計上額				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
金銭の信託	2,418	14,651	-	17,070	
有価証券					
その他有価証券					
投資信託	4,097	11,342	-	15,440	
資産計	6,516	25,994	-	32,510	
デリバティブ取引(*1)					
株式関連 (*2) ´ ´	159	-	-	159	
通貨関連 (*3)	- 1	341	-	341	
デリバティブ取引計	159	341	-	501	

- 1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で示しております。
- 2)株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれておりま (す。
- 3)通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含ま れております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間(1 年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 現金・預金、

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には 基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場に おける相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

2) 1月2刻1四1日02760	(単位:百万円)
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・五万田)

				(<u>卑似:日万円)</u>
	1 年以内	1 年超	5 年超	10年超
	中以内	5 年以内	10年以内	10年起
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	-	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	(単位:百万円)	
	貸借対照表計上	
	額	
子会社株式	19,011	
関連会社株式	18,635	

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	24,313	17,701	6,611
るもの	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	1,613	1,769	156
か取得原価を超えないもの	小計	1,613	1,769	156
合計	-	25,927	19,471	6,455

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,540百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位・五万円)

種類	売却額	売却益の合計額	(単位・日ガロ) 売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	167
合計	8,145	1,057	167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

/出位,五七四)

	(里位:白万円)		
	貸借対照表計上		
	額		
子会社株式	26,371		
関連会社株式	18,635		

子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。 (注)

2 その他有価証券

				(単位:白 <u>/</u> 月月)
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	12,903	9,123	3,780
るもの	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額が即得原便を招き	投資信託	2,536	2,809	273
が取得原価を超えないもの	小計	2,536	2,809	273
合計	-	15,440	11,933	3,506

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,571百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	45
合計	5,849	764	45

保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	<u>(早位:白万円)</u> 当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

(デリバティブ取引関係)

第65期(2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	-	309	309
	合計	15,077	-	309	309

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2)通貨関連

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	6,465 84 542 2,979 2,172	-	268 2 17 17 60
	合計		12,243	-	367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

· / MINEVIXIAL	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	-	159	159
	合計	17,846	-	159	159

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2)通貨関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6.696	-	39	39
	合計	6,696	-	39	39

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

诵貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル ユーロ 香港ドル 人民元	投資有価証券	6,651 180 2,796 1,067 1,473	-	326 1 2 38 18
	合計		12,167	-	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法指益等)

第65期	第	第66期	
(自 2023年4月1日	(自 202	24年4月1日	
至 2024年3月31日)	至 202	25年3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	連会社に持分法を適用し		
(単位:百万月		(単位:〕	百万円)
(1)関連会社に対する投資の金額 5,34)関連会社に対する投資(の金額	5,341
(2)持分法を適用した場合の投資の金額 17,69)持分法を適用した場合(の投資の金額	18,436
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,47)持分法を適用した場合(の投資利益の金額	2,427

(退職給付関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	110
	1,407

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	7

確定給付制度に係る退職給付費用

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

0.7%

134

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	34
退職給付の支払額	133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
登借対照表に計上された負債の額	1.455

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率

1.5%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

(ストックオプション等関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	2016年度ストックオ	プション(2)	2017年度ストックス	ナプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日	2017年 4 月27日		2018年 4 月	27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下能初日」といいます。行使可能初日から1年翌日、次日の当該権の当該権の出た日の地では、それでは、3分の1、3分の1、3分の方には、3分の1、3分の方には、4位の行使時によいでは、4位の行けることを要りたいることを要ります。) 当 は に は に が に に の に に の に に の に の の の の の の の の の の の の の	2020年4月27日(以 能初日」といいます。 行使可能初日訪を日の 32年経過員等の地位 し、それで、3分の1、3分の1、 権利確定時において、 権の行けることを要)経使日あ新3、当 当しが原と約1ず 当しがでこうの新なが でこうの新りの が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
対象勤務期間	付与日から、権利行例 2年を経過した日まで		付与日から、権利行例 2年を経過した日まで	
権利行使期間	2019年4月27日 2027年4月30日		2020年4月27 2028年4月30	

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

- 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況 (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)		2017年度ストックオ	プション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日	2017年 4 月2	27日	2018年 4 月	27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下能初日」といいままりではいる。2年経過日から1年経過のでは、3分の1、3分の1、3分のでは、3ののでは、)、過ぎを ・過じでは ・過じでは ・過じでは ・過じでは ・のでは	2020年4月27日(以了能初日」といいます。行使可能初日」といいます。行使可能が出力がを相がられる。とのでは、3分の1、3分の1、3分の1、4行のでは、3分の1、3分の1、4位では、4分の1では、3分の1、4位では、4位では、4位では、4位では、4位では、4位では、4位では、4位では)経使日本の ・過可まる株分本 ・過可まる株分本 ・過でころの ・ののかと要の ・当し、 ・ののかと要の ・ののかが、・ののかが、・ののかと。 ・のののかと。 ・のののかが、・のののかが、・のののかが、・のののののかが、・のののののかが、・のののののののののの
対象勤務期間	付与日から、権利行使 2年を経過した日まて		付与日から、権利行例 2年を経過した日まで	
権利行使期間	2019年4月27日 2027年4月30日		2020年4月27 2028年4月30	

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

<u>干I叫I月1X</u>		
	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

(税効果会計関係

17亿00个公司(500)	
第65期	第66期
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

30 6%

1	繰延税金資産及び繰延税金負債	の発生の主な原因別
	の内訳	
		(単位:百万円)
	繰延税金資産	
	賞与引当金	975
	投資有価証券評価損	8
	関係会社株式評価損	52
	退職給付引当金	443
	固定資産減価償却費	80
	繰延ヘッジ損益	510
	その他	679
	繰延税金資産小計	2,750
	評価性引当金	52
	繰延税金資産合計	2,697
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	2,044
	その他	948
	繰延税金負債合計	2,992
	繰延税金負債の純額	295
2	法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負担

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 の内訳

	(単位:百万円)
繰延税金資産	
賞与引当金	1,047
投資有価証券評価損	8
関係会社株式評価損	54
退職給付引当金	457
固定資産減価償却費	69
繰延ヘッジ損益	283
その他	828
繰延税金資産小計	2,748
評価性引当金	54
繰延税金資産合計	2,694
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,221
その他	976
繰延税金負債合計	2,198
繰延税金資産の純額	496

法正美効柷率と柷効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない 1.2% 項目 受取配当金等永久に益金に算入されな 10.9% い項目 その他 1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳

注字字动铅索

从此关划机平	30.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない 項目	0.6%
場日 受取配当金等永久に益金に算入されな い項目	6.3%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延 税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律 第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、 2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛 特別法人税」の課税が行われることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算 に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年 4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込ま れる一時差異等については31.5%になります。この税 率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税 金負債を控除した金額)が26百万円減少し、法人税 等調整額は2百万円減少し、その他有価証券評価差額 金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は8百万円減少 しております。

(関連当事者情報)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 関連当事者との取引 (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社

								, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							資金の返済 (シンガポール ドル貨建) (注1)	3,318 (SGD 33,000千)	関係会社 短期 貸付金	-
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD干)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	22 (SGD 223千)	未収収益	-
							関係会社株式 の取得 (注2)	13,412	-	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,950 (USD 20,000干)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注4)	1,828	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しておりました。
- 2. Nikko Asset Management International Limitedが保有する関連会社AHAM Asset Management Berhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。
- 3.Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 4 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った1,828,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記 (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以 下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相 場で円貨に換算したものであります。

資産合計 41,322百万円 負債合計 8,314百万円 純資産合計 33,008百万円

営業収益 18,682百万円 税引前当期純利益 6,005百万円 当期純利益 4,538百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
----	--------------------	-----	------------------	-----------	-------------------------------	-----------------------	-------	------------	----	---------------	--

	Nikko Asset	·. · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	222 260	アセット	古拉		資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注1)	6,690 (SGD 60,000千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000干)
子会社	Management International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	286 (SGD 2,532干)	未払費用	286 (SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注3)	7,360	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しております。
- 2.Nikko AM Americas Holding Co.、Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 3 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以 下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相 場で円貨に換算したものであります。

資産合計 46,582百万円 負債合計 7,834百万円 純資産合計 38,748百万円

営業収益 18,712百万円 税引前当期純利益 6,127百万円 当期純利益 4,588百万円

(セグメント情報等) セグメント情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりま す。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。
- 2 地域ごとの情報
- (1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	548円41銭	546円58銭
1 株当たり当期純利益金額	43円14銭	63円58銭

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社 株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないた め記載しておりません。

1株当たり当期純利益全額の算定上の基礎は 以下のとおりであります

2 「休日だり日朔紀刊血並領の昇足工の	至泥は、 以下いこのり しのり	<u>0. 7 o</u>
項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	2016年度ストックオプション (2)121,000株、 2017年度ストックオプション (1)346,000株	2017年度ストックオプション (1)192,000株

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	W POCO O COO O A S	
項目	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (1)日こまたはてい私神区でしては執行区とい同にのける状況を行なつことを内谷とした理用を行なつこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。 (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- 定めるものを除きます。
- 定めるものを除きます。)。
 (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を実し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそ
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を 行ないました。

・商号の変更(アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〈再信託受託会社の概要〉
名称 :株式会社日本カストディ銀行
資本金の額 :51,000百万円(2025年3月末現在)
事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

) 販売会社		
名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
九州FG証券株式会社	3,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい
南都まほろば証券株式会社	3,000百万円	性 立
野村證券株式会社 1	10,000百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
松井証券株式会社 2	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
moomoo証券株式会社	5,869百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社あいち銀行	18,000百万円	
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	
株式会社愛媛銀行	21,367百万円	
株式会社北九州銀行	10,000百万円	
株式会社三十三銀行	37,461百万円	
株式会社清水銀行	10,816百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	
株式会社仙台銀行	22,735百万円	銀行法に基づき銀行業を営ん
株式会社千葉銀行	145,069百万円	歌17なに奉うさ歌17業を言んしています。
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	-
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社福岡中央銀行	4,000百万円	
株式会社福島銀行	19,638百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	

株式会社宮崎銀行	14,697百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社もみじ銀行	10,000百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社山口銀行	10,005百万円	
碧海信用金庫	1,185百万円 (出資の総額)	信用金庫法に基づき信用金庫 の事業を営んでいます。
アモーヴァ・アセットマネジメント株 式会社	17,363百万円	証券投資信託の設定を行なう ともに金融商品取引法にして める金融商品取引業者として その運用(投資運用業)を行 なっています。また金融商 取引法に定める投資助言業務 を行なっています。

- 募集の取扱いを行ないません。 2025年10月27日より取扱開始予定です。

(3)投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
アモーヴァ・アセットマネジメント・ アメリカズインク	181百万米ドル 資本金と資本剰余金 の合計額	資産運用に関する業務を営 んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1)受託会社
- ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- 2)販売会社
- 日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3)投資顧問会社 委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行ない ます。

3【資本関係】

- (1)受託会社 該当事項はありません。
- (2)販売会社
- 該当事項はありません。
- (3)投資顧問会社

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、アモーヴァ・アセットマ ネジメント・アメリカズインクの発行済株式総数の100%を保有しております。(2025年3月末現在)

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見 書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

ファフトの基本的性値なと 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など 委託会社が属する企業グループのロゴ・マークなど 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など 目論見書の使用開始日 (3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はないと、また、銀行など登録全融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載

投資信託は、元並のよび利回りが保証されているものではない自の記載。 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記載を日常日書に掲載されている。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記

- (4)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 戦9 ることがあります。
 (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
 (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
 (7)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
 (8)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

らない言の記載。 ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがある旨。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性がある旨の記載。分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資相当する場合がある旨の記載

に相当する場合がある旨の記載。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 三 上 和 彦

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲 げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、 すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセッ トマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報 である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していな 61.

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場 合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない かどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連

EDINET提出書類

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表 明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不 備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三上和彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられているグローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)の2024年1月23日から 2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属 明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)の2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討す る。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合

理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の中間監査報告書

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

2025年8月27日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三上 和彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられているグローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)の2025年1月21日から 2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並 びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)の2025年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年1月21日から2025年7月20日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

中間監査思見の依拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。 中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務 諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財 務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま れる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関 して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書にお いて独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生 する可能性があり、個別に又は実計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込 まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択 及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに

EDINET提出書類

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係 日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。